

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の解散認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 建築基準法による道路位置の指定……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………一
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………(環境局総務部環境政策課)……………一
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)……………五
- 建設業者に関する公告……………(都市整備局市街地建設部建設業課)……………六
- 開発行為に関する工事完了(二件)……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………六
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………六
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)……………七

告示

●東京都告示第七百九号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第四十五条第四項の規定に基づき調布駅北第1A地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。

平成二十九年十一月十五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第七百十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十一月十五日

東京都多摩建築指導事務所長 金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十九年十月二十三日	小金井市前原町五丁目千八百二十九、千三百一の二部、同番五並びに同番七及び同番九の各一部、同番十四並びに千四百二の一部	延長 一四・四九幅員 四・〇〇

●東京都告示第七百十一号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第五十八条第一項の規定に基づき、虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、同条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

虎ノ門・麻布台地区市街地再開発準備組合
理事長 曲谷 建一
港区虎ノ門五丁目八番六号

二 対象事業の名称及び種類

虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業
高層建築物の新築

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、神谷町駅西側の港区虎ノ門五丁目及び麻布台一丁目内の計画地約八・一ヘクタール内において、事務所、住宅、商業施設(店舗)、医療施設及び教育施設を含む高層建築物の建設を行うものである。

なお、計画地は、条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)に位置している。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観及び史跡・文化財について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

平成二十九年十一月十五日から同月二十九日まで。
ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律
(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を
除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

- ア 港区環境リサイクル支援部環境課
港区芝公園一丁目五番二十五号
- イ 渋谷区都市整備部環境保全課
渋谷区宇田川町五番二号
- ウ 目黒区環境清掃部環境保全課
目黒区上目黒二丁目十九番十五号
- エ 東京都環境局総務部環境政策課
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁
舎二十三階
- オ 東京都多摩環境事務所管理課
立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎
三階

別記(原文のまじ記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した
上で環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の
結論は、表1(1)～(5)に示すとおりである。

なお、計画地は東京都環境影響評価条例第40条第4項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市
機能の高度化を推進する地域」内にあり、同施行規則第52条に規定する事業(高層建築物の新築)を
実施することから、同条例第9条の規定に係わらず、同施行規則第54条に定める環境影響評価の項
目を選定し、東京都環境影響評価技術指針に基づき、本事業の実施が環境に及ぼす影響について調査、
予測・評価等を行った。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>【建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.052ppmであり、評価の指標である環境基準値(0.04から0.06ppmのゾーン内又はそれ以下)を満足する。建設機械の稼働に伴う寄与率は26.7%である。 浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に満足する。建設機械の稼働に伴う寄与率は5.2%である。 工事の実地にあたっては、建設機械による寄与率を極力少なくするため、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集積稼働を避けた効率的な作業に努め、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の不必要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用などにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。</p> <p>【工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.044～0.049ppmであり、評価の指標である環境基準値(0.04から0.06ppmのゾーン内又はそれ以下)を満足する。工事用車両の走行による寄与率は0.1～1.0%である。 浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.052mg/m³であり、評価の指標である環境基準値(0.10mg/m³以下)を満足する。工事用車両の走行による寄与率は0.1%未満である。</p> <p>【関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.042～0.049ppmであり、評価の指標である環境基準値(0.04から0.06ppmのゾーン内又はそれ以下)を満足する。関連車両の走行による寄与率は0.1未満～0.8%である。 浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.052mg/m³であり、評価の指標である環境基準値(0.10mg/m³以下)を満足する。関連車両の走行による寄与率は0.1%未満である。</p> <p>【地下駐車場の供用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.046ppmであり、評価の指標である環境基準値(0.04から0.06ppmのゾーン内又はそれ以下)を満足する。地下駐車場の供用に伴う寄与率は6.9%である。 また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.082mg/m³であり、評価の指標である環境基準値(0.10mg/m³以下)を満足する。地下駐車場の供用に伴う寄与率は0.1%未満である。</p> <p>【熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.045ppmであり、評価の指標である環境基準値(0.04から0.06ppmのゾーン内又はそれ以下)を満足する。熱源施設の稼働に伴う寄与率は4.1%である。</p>
工事の完了後	

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2.騒音・振動	<p>【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音】 解体工事における予測結果は、建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル(L_{eq})は、敷地境界付近において、最大85dBであり、「指定建設作業に係る騒音の勧告基準」(85dB)以下である。 新築工事における予測結果は、建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル(L_{eq})は、敷地境界付近において、最大80dBであり、勧告基準値(80dB)以下である。 以上ことから、評価の指標を満足するものと考えられるが、工事の実施にあたっては、建設機械の集中稼働を行わないよう、建設機械の効率的稼働に努める。騒音の発生を極力少なくするよう、最新の低騒音型建設機械の採用及び低騒音な施工方法を採用に努める。また、計画地に隣接する麻布小学校及び麻布幼稚園への影響を考慮し、詳細な施工計画を検討する際には、騒音の影響をより低減するための措置を検討する等により、騒音の低減に努める。</p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル(L_{eq})】 解体工事における予測結果は、建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル(L_{eq})は、敷地境界において、最大74dBであり、勧告基準値(75dB)を下回る。 新築工事における予測結果は、建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル(L_{eq})は、敷地境界において、最大66dBであり、勧告基準値(70dB)を下回る。 以上ことから、評価の指標を満足するものと考えられるが、工事の実施にあたっては、建設機械の集中稼働を行わないよう、建設機械の効率的稼働に努める。振動の発生を極力少なくするよう、低振動な施工方法の採用に努める。また、計画地に隣接する麻布小学校及び麻布幼稚園への影響を考慮し、詳細な施工計画を検討する際には、振動の影響をより低減するよう建設機械の種類や配置を計画し、周辺環境に配慮した環境保全のための措置を検討する等により、振動の低減に努める。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音】 工事用車両の走行に伴う騒音レベル(L_{max})は、No.3～5地点において昼間67～71dBであり、No.3地点では工事の施行中に環境基準値(昼間70dB)を上回る。 なお、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は1未満～1dBである。 以上ことから、No.4、No.5は評価の指標を満足するが、No.3地点は評価の指標を1dB上回ることから、工事の実施にあたっては、低公害型の工事用車両を積極的に採用する。また、工事用車両が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行計画の立案を工事業者へ指導・徹底し、可能な限り騒音の低減に努める。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通振動】 工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L_{eq})は、No.3～5地点において昼間45～53dB、夜間42～47dBであり、規制基準値(昼間65dB、夜間60dB)を下回る。 なお、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は昼間1未満～1dB、夜間1dB未満である。 以上ことから、評価の指標を満足するものと考えられるが、工事の実施にあたっては、低公害型の工事用車両を積極的に採用する。また、工事用車両が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行計画の立案を工事業者へ指導・徹底し、可能な限り振動の低減に努める。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
3.日影	<p>【冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の変化の程度】 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度 計画地周辺に存在する日影規制地域に対し、計画建築物により生じる日影時間は日影規制の範囲内に収まると予測する。 計画地周辺地域への日影の影響を低減するため、計画建築物の高層棟を極力各街区の北側から離して配置し、最も高層である計画建築物を計画地南側に位置させるA街区に配置するとともに、計画地北東側に位置するC街区の計画建築物を低層建築物とすることにおいて、計画地北側の地域に生じる日影の影響を配慮した計画とした。これにより、冬至日において、計画建築物による日影の範囲は、概ね計画地北側の限られた範囲であり、評価の指標とした日影規制を満足するとともに、日影の影響は小さいものと考えられる。</p>
4.電波障害	<p>【計画建築物等の設置によるテレビ電波の悪影響及び反射障害】 計画建築物により、計画地南西方向において、東京スカイツリーからの地上デジタル放送の遮へい障害が、関東広域圏放送については、最大距離約500m、県域放送(東京MX)については、最大距離約3,800mに生じると予測する。また、計画地北東方向及び北北東方向において、衛星放送の遮へい障害が最大距離約330mに生じると予測する。 しかし、計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合には、ケーブルテレビの活用等の適切な電波受信障害対策を講じることにより、テレビ電波障害の影響は解消すると考えられる。 以上ことから、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起こさないこと」を満足するものと考えられる。</p>
5.風環境	<p>【計画建築物の設置に伴う計画地周辺の平均風向、平均風速、最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する場合、計画建築物の存在により新たに領域C(中高層市街地相当の防風対策を行わない場合、計画建築物の存在による変化の程度)の領域に該当する地点が生じると予測されるが、植栽等による防風対策を講じていることにより、新たに領域となる地点はなくなり、風環境は改善されると予測される。 したがって、計画建築物の存在により、計画地周辺の風環境は変化はあっても、建設前とはほぼ同等の領域A(住宅地相当の風環境)及び領域B(低中層市街地相当の風環境)に相当する風環境が維持されるものと考えられる。</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結果
6. 景観	<p>【主要な景観の構成要素の変化の程度及びその変化による地域景観の特性の変化の程度】</p> <p>計画地周辺は、計画地北側に、高層、超高層の建造物が存在し、計画地南側や首都圏高速道路沿線西側は中高層の業務ビルや中低層の集合住宅が多い地域となっており、低層から超高層の建築物が混在する地域となっている。</p> <p>本事業で計画している高層建築物は、アークヒルズ山手スクエア及び泉ガーデンタワー等の既存高層建築物が存在する都市的景観要素に、新たな景観要素として加わり、高層建築物が立ち並ぶ大都市東京の景観と調和すると考えられる。</p> <p>以上のことから、「評価の指標」として「都民、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成」を満足するものと考えられる。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</p> <p>仙石山スクエア及び泉ガーデンタワー等と合わせて、より都市的な眺望が出現するものと予測する。</p> <p>中・遠景域においては、計画建築物は、高層建築物として認識されるが、周辺の高層建築物と調和し、代表的な眺望地点からの眺望に著しい変化は生じないと考えられる。</p> <p>以上のことから、「評価の指標」として「都民、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成」を満足するものと考えられる。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】</p> <p>計画地北側に、高層、超高層の建造物が存在し、計画地南側や首都圏高速道路沿線西側は中高層の業務ビルや中低層の集合住宅が多い地域となっており、低層から超高層の建築物が混在する地域となっている。本事業による形態率の増加は、0.2～32.7%である。計画地南側の飯倉ヒルズ前では、形態率が32.7%増加するが、本事業では、計画建築物の隣接間隔をとり、また、周辺に空地を確保できる建築物形状とすることによって、敷地境界から一定の距離を確保し、圧迫感の増加の程度を低減する。また、特に高層棟を配置する計画地南側については、敷地境界付近に植栽を施すことで、圧迫感の増加の程度を低減するなど周辺地域に配慮した計画である。以上のことから、「評価の指標」として「圧迫感の軽減を図ること」を満足するものと考えられる。</p>

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

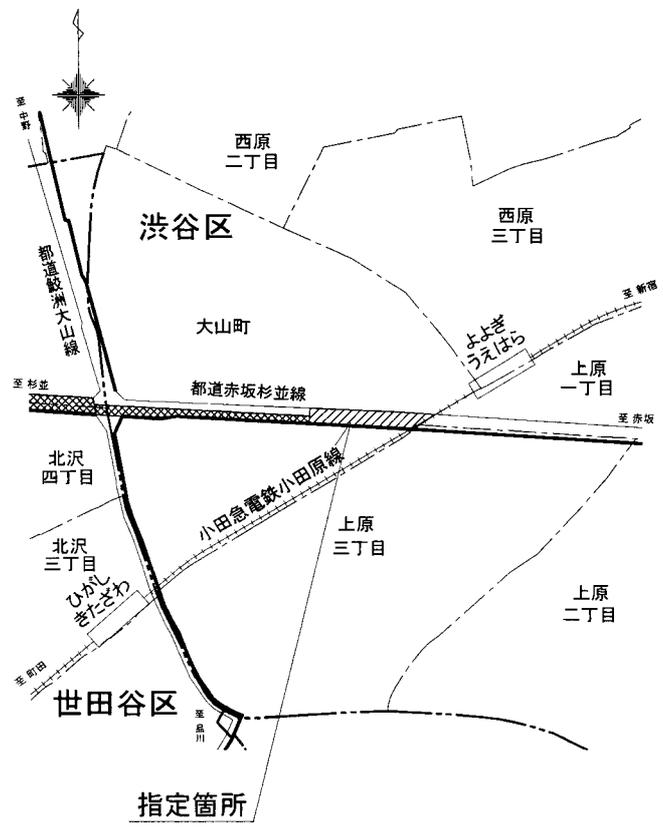
項目	評価の結果
7. 史跡・文化財	<p>【周辺地域の文化財の損傷等の程度】</p> <p>計画地内には、指定・登録文化財は存在しない。よって、本事業の実施に伴う文化財の直接変化はない。</p> <p>計画地北側には、飯倉の敷地境界に近接する国登録有形文化財である「大橋茶寮茶室」等に對して、敷地境界に仮設の塀を設置することにより、掘削工事に際しては、地盤の変形及び沈下を抑制する適切な工法を採用する。</p> <p>なお、本事業の工事により「大橋茶寮茶室」等の保存に影響を及ぼすおそれのある行為を行うときは、「文化財保護法」「東京都文化財保護条例」「港区文化財保護条例」に基づき適切な対応を図る。</p> <p>周辺地域の文化財の保存及び管理に支障は生じないと考えられる。</p> <p>【埋蔵文化財包蔵地の変更の程度】</p> <p>計画地内には、周知の埋蔵文化財包蔵地を提出し、東京都教育委員会、港区教育委員会との協議に基づき、適切な対応を図る。</p> <p>なお、現状の計画地内には、既往の建築物が立地しているため、それらの建築物の解体工事と並行して埋蔵文化財の確認調査を行う予定である。調査の方法、範囲については解体工事を行う前に港区教育委員会と協議を行って確認する。</p> <p>埋蔵文化財の存在が確認された場合は、東京都教育委員会、港区教育委員会へ速報なく報告し、「文化財保護法」に基づき適正に対応する。</p> <p>埋蔵文化財包蔵地の記録、保存に支障は生じないと考えられる。</p> <p>【文化財等の周辺の環境の変化の程度】</p> <p>計画地内には、指定・登録有形文化財の「大橋茶寮茶室」等が存在する。これについては、本事業の実施により直接変更することはないが、「18.5 風環境」において建設前後で傾斜A(住宅地相当)と変化せず、風環境により著しい影響を及ぼすことはないと考えられる。</p> <p>また、日影の影響が生じるものと考えられるが、計画建築物の高層棟を極力各街区の北側から離して配置し、最も高層である計画建築物をA街区に配置するとともに、計画地北東側に位置するC街区の計画建築物を低層建築物とすることで、日影時間を極力少なくし、日影の影響を軽減した計画としている。したがって、本事業により計画地北側に近接して存在する国登録有形文化財の「大橋茶寮茶室」等に著しい影響を及ぼすことはないと考えられる。</p>

●東京都告示第七百七十二号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号) 第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

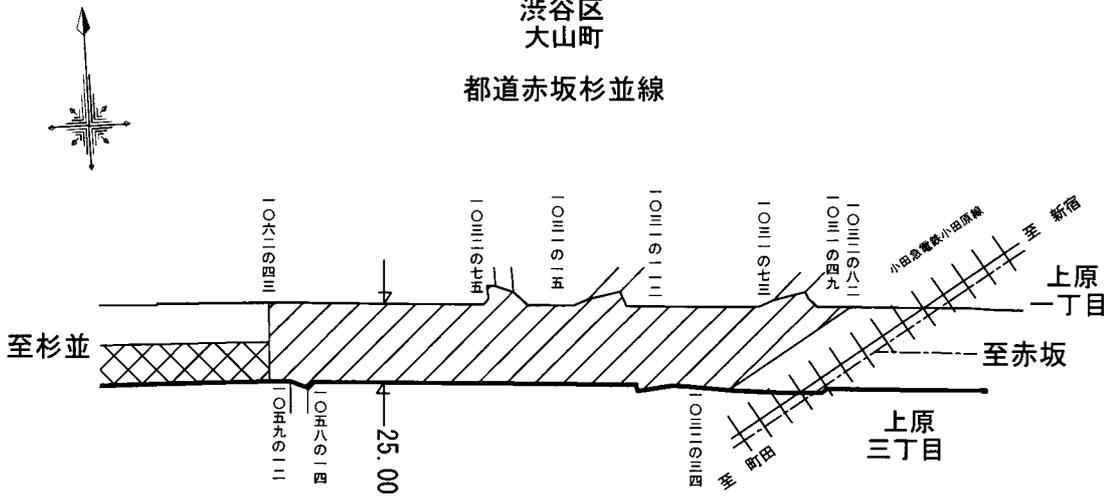
別 図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
 都道赤坂杉並線
 渋谷区大山町地内

都 道
 特別区道
 指定区間
 延長 一九〇・〇〇メートル
 既指定区間
 (電線共同溝予定名称 赤坂杉並・三号)



渋谷区
 大山町
 都道赤坂杉並線



備すべき道路を次のように指定する。
 平成二十九年十一月十五日
 東京都知事 小 池 百合子
 一 路線名
 都道赤坂杉並線

二 指定する区間
 渋谷区大山町千三十二番八十二地内から同所千六十二番四十三地内まで
 別図表示のとおり
 三 指定の概要

公告

建設業の許可の取消処分公告について

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十九年十一月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 処分した年月日

平成二十九年十一月七日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社ミカド建設

練馬区桜台一丁目四十四番一号二〇三

鷺海 康浩

東京都知事許可(般一二十七)第一四三六三一号

三 処分の内容

建設業法第二十九条第一項第五号に基づく許可の取消

し

四 処分の原因となった事実

株式会社ミカド建設は、建設業法違反(第四十七条第一項第三号)により、罰金刑が確定した。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号に該当する。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年十一月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

あきる野市入野字小倉九十八番一及び同番三

西多摩郡日の出町大字大久野二百九十五番地 田中真由美

あきる野市野辺字宮ヶ谷戸五百七十五番及び五百八十一番地一

あきる野市秋川一丁目六番地一 西東京不動産株式会社

代表取締役 上澤 芳明

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年十一月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

西東京市新町五丁目五百六番二、五百八番三十七、同番七十四、同番八十八及び五百十三番一

杉並区阿佐谷南三丁目三十五番二十一号 株式会社細田工務店 代表取締役 阿部 憲一

西東京市芝久保町三丁目二千七番一

西東京市芝久保町四丁目二十六番三号 株式会社東栄住宅 代表取締役 西野 弘

小平市鈴木町二丁目八百六十五番二百二十及び同番二百一十二

小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十 誠賀建設株式会社

代表取締役 加賀美 誠

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十九年十一月十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十九年十一月十五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 店舗名 新宿三丁目イーストビル
- 二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目一番二十六号
- 三 設置者名 東京商工会議所ほか四名
- 四 設置者住所 千代田区丸の内二丁目五番一号ほか
- 五 変更を行った設置者名 日本プライムリアルティ投資法人
- 六 変更前の設置者の代表者名 金子 博人
- 七 変更後の設置者の代表者名 大久保 聡

<p>八 変更日 平成二十九年九月十五日</p> <p>九 届出日 平成二十九年十月二十日</p> <p>十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十一 縦覧期間 平成二十九年十一月十五日から平成三十年三月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 GINZA SIX</p> <p>二 店舗所在地 中央区銀座六丁目十番一号ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社大丸松坂屋百貨店ほか四名</p> <p>四 設置者住所 江東区木場二丁目十八番十一号ほか</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 クリスチャンデイオール株式会社ほか百七十四名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 クリスチャンデイオール株式会社ほか百七十八名</p> <p>七 変更日 平成二十九年四月二十日</p> <p>八 届出日 平成二十九年十月二十六日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 平成二十九年十一月十五日から平成三十年三月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>
<p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。 平成二十九年十一月十五日 東京都知事 小池百合子</p>	<p>一 店舗名 府中駅南口第一地区</p> <p>二 店舗所在地 府中市宮町一丁目百番</p> <p>三 設置者名 府中駅南口第一地区市街地再開発組合</p> <p>四 意見 ア 聴取者 府中市長 イ 概要 意見なし ウ 收受日 平成二十九年十月二十三日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成二十九年十一月十五日から同年十二月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>一 店舗名 株式会社高島屋日本橋店</p> <p>二 店舗所在地 中央区日本橋二丁目四番一号ほか</p>
<p>三 設置者名 株式会社高島屋ほか四名</p> <p>四 意見 中央区長 意見なし</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成二十九年十一月十五日から同年十二月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>		

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001



この紙は、資源のすべ
 リサイクルできます。